令和5年第4回伊佐市議会定例会

## 提案理由説明

(追加分)

〇 説 明 順

1 議案第75号~議案第84号 (降壇)

令和5年12月14日提出

伊佐市長

追加提案いたしました議案第75号から議案第84号までについて説明申し上げます。

まず、議案第75号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の給与費等に要する経費について、追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当して おります。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,665万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ201億662万円とするものであります。

次に、議案第76号「令和5年度伊佐市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第2号)」、

議案第77号「令和5年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」、

議案第78号「令和5年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、

議案第79号「令和5年度伊佐市水道事業会計補正予算 (第2号)」及び

議案第80号「令和5年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

これらの会計につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与費等に要する経費について追加の措置を講じております。

次に、議案第81号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、 議案第82号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例」の制定について、

議案第83号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について及び

議案第84号「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当並びに一般職の職員の給与等に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、議案10件についての説明を終わります。よろしく ご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———